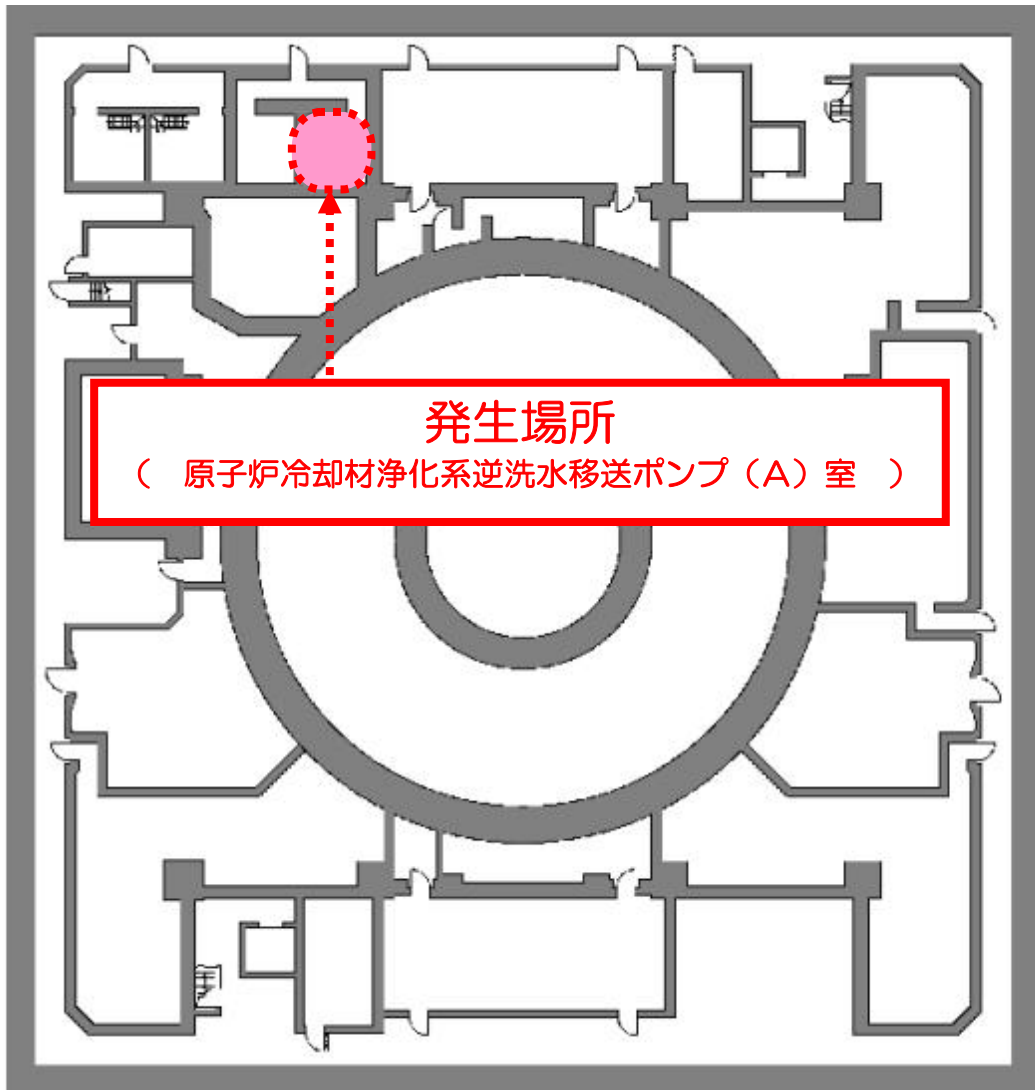
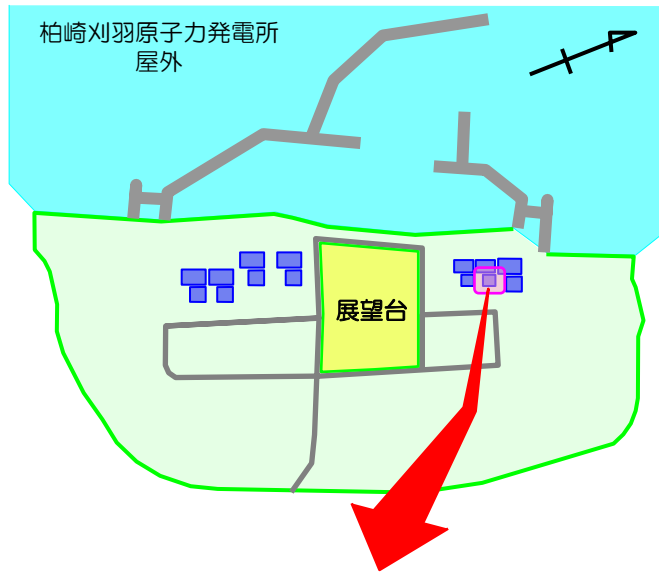


区分：Ⅲ

号機	6号機													
件名	原子炉建屋（管理区域）ポンプ室内の床面における放射性物質による汚染の確認について													
不適合の概要	<p>（事象の発生状況） 定格熱出力一定運転中の当所 6 号機において、平成 23 年 2 月 21 日午後 0 時 15 分頃、原子炉建屋地下 3 階の原子炉冷却材浄化系逆洗水移送ポンプ*¹（A）室（管理区域）において、協力企業作業員が、ポンプ点検前の準備作業として放射能測定を実施したところ、同ポンプ室内の床面の 1 箇所に、社内で定める基準値*²（4 ベクレル/cm²）を超える汚染（4.5 ベクレル/cm²）を確認しました。</p> <p>（安全性、外部への影響） 同ポンプ室出入り口において放射性物質による汚染はなく、管理区域内のその他のエリアへの放射性物質による汚染の拡大がないことを確認しており、本事象による外部への放射能の影響はありません。 なお、今回確認した汚染（4.5 ベクレル/cm²）は、主要なラドン温泉 1 滴程度（0.4cc）が床面 1 cm²に付着した場合と同じレベルのものです。 また、放射能測定を行っていた協力企業作業員に、身体への放射性物質の付着や体内への取り込みおよび計画外の被ばくはありませんでした。</p> <p>* 1 原子炉冷却材浄化系逆洗水移送ポンプ 原子炉水中の不純物を除去し水質を維持するための浄化装置内に設置されたフィルターの樹脂を洗い落とした水を、液体廃棄物処理設備へ送るためのポンプ。</p> <p>* 2 基準値 法令では、表面の汚染が 4 ベクレル/cm²を超えるまたは超えるおそれのあるところを管理区域に設定することになっておりますが、当社では、表面汚染密度がこれよりも十分低いレベルから管理区域として設定し、管理しております。今回、放射性物質による汚染を確認した同ポンプ室内は、社内の汚染区分として B 区域としていたところ、4 ベクレル/cm²を超える汚染を確認したものの、社内基準値は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="363 1563 1412 1843"> <thead> <tr> <th>法令の区分</th> <th>社内の汚染区分</th> <th>表面汚染レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域 (物の表面の汚染が 4 ベクレル/cm²を超えるまたは超えるおそれのあるところ)</td> <td>A 区域</td> <td>汚染のおそれのない区域</td> </tr> <tr> <td>B 区域</td> <td>汚染を 4 ベクレル/cm²未満としているエリア → 今回汚染が確認されたエリア</td> </tr> <tr> <td>C 区域</td> <td>汚染を 40 ベクレル/cm²未満としているエリア</td> </tr> <tr> <td>D 区域</td> <td>汚染が 40 ベクレル/cm²以上のエリア</td> </tr> </tbody> </table>		法令の区分	社内の汚染区分	表面汚染レベル	管理区域 (物の表面の汚染が 4 ベクレル/cm ² を超えるまたは超えるおそれのあるところ)	A 区域	汚染のおそれのない区域	B 区域	汚染を 4 ベクレル/cm ² 未満としているエリア → 今回汚染が確認されたエリア	C 区域	汚染を 40 ベクレル/cm ² 未満としているエリア	D 区域	汚染が 40 ベクレル/cm ² 以上のエリア
法令の区分	社内の汚染区分	表面汚染レベル												
管理区域 (物の表面の汚染が 4 ベクレル/cm ² を超えるまたは超えるおそれのあるところ)	A 区域	汚染のおそれのない区域												
	B 区域	汚染を 4 ベクレル/cm ² 未満としているエリア → 今回汚染が確認されたエリア												
	C 区域	汚染を 40 ベクレル/cm ² 未満としているエリア												
	D 区域	汚染が 40 ベクレル/cm ² 以上のエリア												
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>												
対応状況	<p>同ポンプ室内の床面で確認された放射性物質については、同日、拭き取り清掃を実施し、再度放射能測定を実施して、測定値が基準値以下であることを確認しました。今後、放射性物質による汚染の原因について調査いたします。</p>													

6号機 原子炉建屋（管理区域）ポンプ室内の床面における
放射性物質による汚染の確認について



柏崎刈羽原子力発電所6号機 原子炉建屋 地下3階